[illegible]

4. 11. 9
861

勞秘第二六四四號
昭和四年十一月六日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏殿
社会局長官殿
各府縣知事殿（大阪 神奈川 三年 愛知 菅田 千葉）

神田回漕店ノ労働争議ニ関スル件（第一報ー發生）

要旨日事業主側ニ於テ十月二十七日セメント一樽ニ付運送賃約壱弐ノ値下ヲ為シタル為メ十月卅一日船夫ヨリ六ヶ條ノ要取書ヲ提出、事業主ハ即時拒絶シタルヲ以テ十月一日ヨリ罷業ヲ決行ス

首題労働争議ノ状況左記ノ通リ

一、争議發生ノ場所　東京市芝区芝浦日ノ出町五番地先　芝浦川筋

二、事業主側

名称　神田回漕店（京都区塩町八番地所在）

事業主　神田又一